

5. 南部町まちづくり委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 20 日

平成 24 年 4 月 2 日

改正 平成 28 年 11 月 1 日

企画財政要綱第 4 号

(設置)

第 1 条 町民の意見を反映した南部町総合振興計画の策定及び実現を推進するため、南部町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、30 人以内の委員で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が任命し、任期は 2 年とする。

3 委員会に、次の部会を設ける。

(1) 安全・環境部会

(2) 教育・文化部会

(3) 健康福祉・子育て部会

(4) 産業・観光部会

(5) コミュニティ部会

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に、会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会に、部会長及び副部会長を置く。部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

2 部会長は、部会を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の所掌事項)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合振興計画の策定に関し、意見を述べること

(2) 総合振興計画の実現に向け、調査・協力を行うこと

(3) その他総合振興計画の策定及び実現に関すること

(部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全・環境部会 消防・防災、生活基盤、生活安全、自然環境、生活環境、土地利用
- (2) 教育・文化部会 教育、人づくり、地域文化、国内外交流、スポーツ
- (3) 健康福祉・子育て部会 地域福祉、保健・医療、子育て
- (4) 産業・観光部会 農林業、商業、工業、観光、達者村事業
- (5) コミュニティ部会 コミュニティ、住民参画・協働、男女共同参画、人権尊重、移住事業、婚活事業

(会議)

第7条 委員会は、会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

2 部会は、部会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員会及び部会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

2 南部町総合振興計画策定プロジェクトチームメンバーは、委員会及び部会に出席し、必要に応じ意見を述べ、説明をするものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。